

知国運発第9号

令和4年2月4日

知多市長 宮島 壽男 様

知多市国民健康保険運営協議会

会長 渡辺 正敏

知多市国民健康保険税の課税限度額の改定について（答申）

令和4年1月11日付け知保発第402号で諮問のありました知多市国民健康保険税条例（昭和45年知多市条例第51号）に規定する国民健康保険税の課税限度額の改定については、原案のとおり了承します。

なお、課税限度額に関わる法改正の主旨は、被保険者間の保険税負担の格差是正及び公平を図るものとされています。

よって、市に対し中間所得者層の将来的な負担緩和につながることを踏まえ、法の施行日から遅れることなく課税限度額の改定を行える体制の構築を要望します。